

官報

号外 平成十八年十二月一日

○第百六十五回 参議院会議録第十六号

平成十八年十二月一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

平成十八年十二月一日

午前十時開議

第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。山本國務大臣。

(国務大臣山本有二君登壇、拍手)

○国務大臣(山本有二君) ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえ、貸金業の適正化、過剰貸付けに係る規制及び出資法の上限金利の引下げ等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、貸金業の適正化を図るため、財産的基礎要件として最低純資産額を五千万円に引き上げること等、参入要件を厳格化するとともに、貸金

業協会を内閣総理大臣が認可する制度を設け、その自主規制機能を強化し、広告の適正化や過剰貸付けの防止等について自主規制規則を制定させ、当局が認可する枠組みを導入すること等としております。また、借り手保護の観点から、貸金業者に対する取立て規制の強化等の措置を講ずるとともに、新たに業務改善命令を導入すること等、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、借り手の返済能力を超えた貸付けが行われないよう、内閣総理大臣が信用情報機関を指定する制度を創設するとともに、貸金業者が個人向けに貸付けを行う場合に指定信用情報機関の信用情報を利用して返済能力の調査をすることを義務付け、年収の三分の一を超える貸付けを原則禁止すること等、所要の措置を講ずることとしております。

第三に、借り手の金利負担の軽減を図るため、貸金業者に適用されてきたいわゆるみなし弁済制度を廃止し、業として行う貸付けにつき出資法の上限金利を年二・九・二％から年二・〇％に引き下げること等、所要の措置を講ずることとしております。

第四に、やみ金融に対する罰則を強化するため、年一・〇・九・五％を上回る超高金利の貸付けに対する罰則を新設するとともに、無登録営業に対する罰則を懲役五年以下から十年以下へ引き上げること等、所要の措置を講ずることとしております。

第五に、政府は、関係省庁相互間の連携を強化することにより、カウンセリング体制の整備、やみ金融の取締りの強化、この法律による改正後の規定の施行状況の検証等、多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととしております。

なお、貸金業制度の在り方や出資法及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、過剰貸付けに係る規定等や出資法及び利息制限法の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。峰崎直樹君。

(峰崎直樹君登壇、拍手)

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎直樹でございます。

法案の質問に入る前に、総理にお伺いしたいことがございます。

安倍内閣が誕生して二か月余りが過ぎましたが、安倍総理、せっかく戦後生まれで初めての総理になられたというのに、国民は少しもはつらつさを感じていません。

というのも、総理、あなたのリーダーシップが

見えていないからであります。閣僚や自民党幹部たちが好き放題の問題発言を繰り返しても放置したまま、最近では、いわゆる郵政造反組の復党問題で、自らは進んで泥をかぶろうとせず、自民党幹事長に丸投げ。そのためでしょう、内閣支持率は大きく低下しています。

安倍総理、造反者の復党問題は国民の厳粛な審判に対する挑戦ではないですか。古い自民党が変わるのではないかという期待を一時的に持たせたものの、相変わらず選挙に勝つためには何でもありの元の自民党に戻ってしまったのであり、国民に対する裏切りではありませんか。明確な見解を求めます。また、支持率の低下についてどのように考えておられますか、お伺いいたします。

次に、法案の前提となる現状認識についてお伺いします。

小泉前内閣は、市場原理主義の下、日本の社会をとんでもない格差社会にしてしまいました。富める者と貧しい者の格差は広がる一方、貧困率も先進国で最悪の水準に落ち込んでいます。明らかに政府・自民党の政策の失敗によるものと言わざるを得ません。

景気はいざなぎを超えたと胸を張っておられますが、一部大企業はバブル期以上の好決算となつていますが、国民生活は一向に改善されず、内需には火が付いていません。その直接的な要因は、雇用労働者の賃金が増えるどころか低下し続けたままであり、非正規労働者が増大をし、ワーキン

グアアと言われる悲惨な状態が拡大しているからであります。

その結果、例えば自殺者の数は三万人の大体を推移しています。しかも、遺書のあった自殺者一万三百六十人のうち、経済生活苦を理由にした自殺者は三千二百五十五人、三一・四%、おおよそ三人に一人です。つまり、借金苦による自殺なのであります。また、個人の自己破産の申立て件数は昨年十八万件を超えました。さらに、借金の取立てや多重債務を苦にして夜逃げをする人たちは年間数十万人を数えるといわれています。

安倍総理、こうした悲惨な数字を目の前にして、どうしてこのような結果が生じたのか、またどうすればこの悲惨さを救済できるとお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

では、法案に即して質問をいたします。

貸金業規制法改正案の作成において、政府・与党は、金融庁の当初作つた法案をめくり、迷走としか言いようのない失態を演じました。

結果的には、我々民主党が七年前から主張してきた出資法の上限金利を二〇%にまで引き下げたわけで、問題の多かったグレーゾーン金利はおおむね三年後には廃止されることになりました。最高裁が、グレーゾーン金利の有効性を認めた貸金業規制法四十三条のみなし弁済規定の適用を否定する判決を出していることからいっても、三年近く待つのはなく、民主党の主張するように直ちに廃止をすべきと考えますが、金融担当大臣の見

解を求めます。

さて、このような金利の引下げによって今後の与信がどのようになっていくと予想しているのか、お聞きしたいと思います。もし仮に、本当に短期で少額のお金が必要なくなる人たちが大量に出てくる場合、どのような対策を考えておられるのか。さらに、中小企業や自営業者に対する健全な貸し手が必要だと考えますが、その点について不安がないように万全の対策を取るべきと考えますが、金融担当大臣、いかがでしょうか。

それにしても、我々民主党が一九九九年の改正時に提案していた引下げを実行しておれば、その後の多重債務者もこんなに増えなかったし、自殺者の数も減らすことができたことを思うと、政府・自民党の犯してきた罪は誠に重大だと言わねばなりません。

また、この法案が施行されたとしても、現在二百万人以上存在すると言われる多重債務者に対する対策は、法律上は十分に書かれておりません。どのように進めていくつもりか、金融担当大臣、具体的にお聞かせください。

次に、消費者金融会社は借り手との契約の際、消費者信用団体生命保険に加入させ、死亡保険金で借金の返済に充ててきましたが、今回の法改正で、借り手が自殺したときに貸金業者に支払われる保険の契約を禁止しました。

これは言わば借り手の命を担保にしたもので、金融庁の当初の調査によると、昨年に消費者金融

大手五社が受け取った死亡保険金のうち自殺理由が一九・二%になるとしていましたが、ところが、この調査が誤りであったことが判明し、何と実際には二五・五%と、四人に一人になったという訂正が行われたわけであります。このことは、現在法案審査中という大切な時期に重要な資料が誤って調査、発表されたというもので、誠に重大な問題であります。金融担当大臣はその責任をどのように取られるおつもりか、お伺いしたいと思います。

また、この点についても、当初は金融庁が禁止に消極的だったと言われ、金融庁の姿勢が国民よりも業者側に向いているという批判がありました。その点について、金融担当大臣の見解をお聞かせください。

さて、非営利金融のNPOバンクは、今回の法改正に伴い、純資産額の基準の積み増しを求められます。すなわち、現在は個人営業三百万、法人五百万円となっているのを、法施行後一年で一律に二千万円に、上限金利の引下げ後には五千万円に引き上げなければなりません。首都圏や都市部が基盤のNPOバンクは一億円前後の出資金がありますが、大都市以外では多額の資金が集めにくいのが実情です。このため、半数近くのNPOバンクは存続の危機に直面し、全国NPOバンク連絡会は適用除外を求めています。

こうした純資産の積み増しは、悪徳業者が隠れみのに利用することを防ぐためと金融庁は説明し

ていますが、貸出し先と金利を公開するなど、対応策を取ることによつて例外を認めるべきと考えますが、金融担当大臣の見解を求めます。

次に、政府案においては、多重債務者発生を防止する方策の一つとして、原則、年収等の三分の一までという総量規制を導入しようとしております。しかしながら、資金需要者の返済能力については個々の資金需要者の属性により異なるものであり、単純に年収のみで判断できるものではありません。我々民主党は、単純な量的規制ではなく、一定件数を超える借入れを行おうとする際には、資金需要者がカウンセリングを受けたことを貸し手側に確認させる方がより実効性のある多重債務者対策であると考えますが、金融担当大臣、御見解を伺います。

仮に総量規制を実施するとしても、その前提として、信用情報機関の整備が必要ですが、政府案では、この信用情報機関に登録されている情報には、額としては大きい住宅ローン残高などは含まれないことになっております。このような、ざるとも言ふべき信用情報を基に総量規制を実施しようとするその意図を金融担当大臣にお伺いします。

次に、今述べました信用情報機関についてお伺いします。

新聞報道によると、「消費者金融 個人情報悪用」というタイトルで、全国信用情報センター連合会が消費者金融各社に提供する利用者の個人情報

報が、過剰融資の温床と批判されている不動産担保ローンの勧誘に悪用されていたという事件が報道されております。

政府案では、個人の信用情報を既存の信用情報機関内で相互に交流させるとなっていますが、相互交流などに力点を置く余り、本来、より重要な個人情報保護という視点が不十分だと考えます。現在、個人情報情報については営業目的で使用するのとは違法となつておりますが、罰則はないう形骸化していると言われております。このような事件が発生しているわけでありまして。また、近年多発している個人情報流出事件を見ると、犯人が意図しての情報流出に加え、管理者側が意図せざる形でも個人情報の流出が多数見られます。

これらのことから、個人情報流出、目的外使用されない体制づくりはもちろんのこと、仮に流出した場合に、被害を最小限に抑えるための対策についてきちんと整備することが重要であります。具体的な見解を金融担当大臣に伺います。

さて、ここでリース業に関連することを伺いたいと思ひます。そもそもリース業について、貸金業規制の対象にならない理由を伺いたいと思ひます。

一般にリース会社はリース料の支払において実効金利を開示せず、料率という業界独特の用語を用います。まず、問題点として指摘したいのは、この料率というのは、仕組み上、実効金利よりはるかに小さい数字で表現されるものであり、

ユーザー側に立てばやはり実効金利をきちんと開示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

加えて、現状においても、この料率設定の中でどのような金利設定をしても規制がありません。また、リース業としては参入規制もありません。そこで、この仕組みを利用して、いわゆる家具リースなどの形を変えたやみ金融事件も発生していると言われております。これらを総合しますと、リース業についても、所管官庁の縄張りではなく、国民の視点に立った規制が必要と考えますが、いかがでしょうか。経済産業大臣並びに金融担当大臣の所見を伺います。

今回の改正案において、貸金業においてみなし利息に関係するものとして、公租公課等指定のもの以外は名義を問わず金利とみなすとなつており、表面金利と実効金利の一致を目指す対策が取られることになりました。

一方で、貸金業よりも厳しいはずの銀行業に目を向けると、拘束預金に始まり、先日も銀行が優越的地位を利用して立場の弱い貸出し先に金融派生商品を購入させるなど、手を替え品を替え、表面金利とは別に実効金利を上げる策を弄している例が見られます。国民の視点に立つならば、このような脱法的行為は許されるものではありません。厳しく対処すべきと考えますが、金融担当大臣、所見を伺います。

また、この機会に、低金利の下でかつて税金を

投入してきたメガバンクが空前の利益を上げていくにもかかわらず、一銭も税金を納めていないことについて、国民の間から批判の声が上がつております。総理はそのことについてどのような感想をお持ちですか。また、このような銀行業界からの政治資金は受け取るべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

今回の改正案作りに際して、自民党の相当数の議員が消費者金融会社を始め貸金業者から政治献金を受けていたことが明るみに出ました。また、全国貸金業連合会の顧問にも複数の自民党議員が名前を連ねております。国民の目からすれば、こうした政治献金や顧問就任は自分たち業者が有利になること、つまり何らかの利益誘導を期待してのものと思つてしまいます。そのせいか、一時は業者寄りの改正案になりそうになりました。

また、貸金業者に対する旧大蔵省を始めとする各省庁や日銀からの天下りも見逃すことはできません。そのことが業界寄りの法案作りになる一つの要因になろうとしたことは否定できないと思ひますが、総理大臣、この機会に国民から批判の強い天下りに対する厳しい方針を打ち出すべきときと考えますが、いかがでしょうか。

このほか、アメリカの金融業界団体が対日投資意欲が衰えるなどの理由で上限金利の引下げに反対をし、書簡を金融担当大臣に送付するという圧力を掛けてまいりました。政治献金を受けた政治家や外資の圧力に金融庁はどう対処されたのか。

金融担当大臣の認識をお聞かせください。

最後になりますが、私は、人々が互いに信頼に基づき助け合う社会、また、人々が流した汗が報われる社会をつくるべきであると考えております。我々民主党は、国民から信頼される政権を担当するために責任を持って準備を整えております。安倍総理におかれましては、一刻も早く御自身の限界を悟られ、国民のためにも、また御自身のためにも安心して政権の座から降りて、我々民主党に政権を任せられるよう心から勧告をいたし、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 峰崎直樹議員にお答えをいたします。

いわゆる復党問題と内閣支持率の低下についてのお尋ねがございました。

昨年の総選挙では郵政民営化の是非について国民の審判を仰ぎました。所信表明の中でもはつきりと述べたように、郵政民営化を進めてきている点で自民党の方針は昨年の総選挙のときから一貫しております。また、復党の判断過程においても、国民の目の前でオープンな形で進めてきたと考えております。私の新たな国づくりに対して同じ考え方を持っているなど、復党の基本的な条件については国民の皆さんに対して私から繰り返し明らかにしてまいりました。そして、最終的には自由民主党総裁として私が責任を持って判断を、

決断をしたところでございます。

また、私が自由民主党の総裁である限り、自民党が古い自民党に戻ることはございません。その上で、美しい国づくりに向けて政策を実行していくことによつて、国民の皆様の御理解と御評価を賜りたいと考えております。

社会の格差についてのお尋ねがありました。

経済生活問題を原因とした自殺などの事件と非正規労働者の増加との因果関係は必ずしも明らかではありませんが、フリーターなど非正規雇用の増加が将来の格差拡大につながるおそれもあり、十分な注意が必要であると考えております。このため、フリーター二十五万人常用雇用化プラン等により正社員への転換を推進し、二〇一〇年までにフリーターをピーク時の八割に減らす、ハローワークにおいて正社員としての就職の支援に積極的に取り組む、正規・非正規労働者間の均衡処遇の実現に向けパート労働法の改正法案を提出するなど、だれもが自らの能力や持ち味を十分発揮できる雇用環境の整備を推進してまいります。

銀行業界からの政治資金についてのお尋ねがありました。

自民党では、公的資金による資本注入を受けている銀行からの献金については自粛をいたしております。しかし、一般論として、企業には政治活動の自由が認められており、政治資金規正法に基づき正当に行われる献金については自由な判断にゆだねられるべきであると考えています。いずれにせよ、今後とも政治献金については個別の状況

を踏まえ、適切に判断をしてまいります。

貸金業者からの政治献金についてお尋ねがありました。

一般論としては、政治資金規正法に基づき正当に行われる献金については、企業、団体の政治活動の自由の観点から認められるべきものであると考えております。しかしながら、与野党を問わず、特定の企業、団体によるパーティー券の購入や寄附によつて政策がゆがめられることがあつてはならないと考えております。国民から誤解を受けることのないよう、議員それぞれが襟を正さなければならぬものと考えております。

貸金業界への再就職についてお尋ねがありました。

国家公務員であつた者が貸金業界に再就職することによつて行政がゆがめられることがあつてはならないのは当然でございます。また、権限等を背景とした押し付け的な再就職のあつせんは行うべきではないと当然考えております。いずれにせよ、国家公務員の再就職については公務員制度改革全体の中で検討をしてまいります。

残余の質問につきまして、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣山本有二君登壇、拍手〕

○国務大臣（山本有二君） 峰崎議員にお答え申し上げます。

直ちにグレーゾーン金利を廃止すべきではないかとお尋ねがございました。

今回の改正では、いわゆるグレーゾーン金利を認めた貸金業規制法第四十三条のみなし弁済規定を廃止するとともに、出資法の上限金利を二〇％まで引き下げる等の措置を講じております。これらの措置によりまして、現在の借り手が大きな影響を受ける可能性があることを踏まえ、急激な貸し渋り等による家計や企業へのダメージを防ぎ、現在の借り手が無理のないペースで返済できるようにするなどの観点から、上限金利の引下げ等三年間の準備期間を設けることとしております。

次に、上限金利の引下げによる今後の与信の状況についてお尋ねがございました。

今回の改正では、多重債務問題の解決のために上限金利の引下げや総量規制の導入等の措置を講ずることとしております。こうした措置を通じて、貸金業者が与信に当たつて個々の借り手のリスクをより精緻に把握できるようになり、健全な競争の促進、更にはリスクに応じた金利の設定につながっていくと考えております。

今回の改正で借入れがでなくなる人や中小企業、自営業者のための対策についてお尋ねがございました。

今回の改正では、急激な貸し渋り等による家計や企業へのダメージを防ぎ、現在の借り手が無理のないペースで返済できるようにするなどの観点から、上限金利の引下げ等まで公布後おおむね三年間の準備期間を設けることとしております。ま

た、今回の改正では、指定信用情報機関を通じて貸金業者が借り手の総借入残高を把握できるようにしておりまして、これにより、貸金業者の貸倒れコストが低下し、より一層健全な借り手のニーズに対応できることとなると考えております。

次に、既存の多重債務者への対策についてお尋ねがございました。

今回の改正では、現在借入れを行っている家計や企業が急激な貸し渋り等によりダメージを受けることを防ぐなどの観点から、上限金利の引下げ等まで公布後おおむね三年間の準備期間を設けることとしておりますが、また、既存の多重債務者への対策としてしましては、カウンセリング体制の充実が大変重要と考えております。今後、内閣官房に設置される予定の多重債務者対策本部におきまして、関係省庁連絡の下、具体的な方策を検討、実施してまいります。

次に、消費者信用団体生命保険の調査結果の訂正についてお尋ねがありました。

金融庁がさきに公表し、国会にも提出した資料が不正確なものであったことにつきまして、改めておわび申し上げます。本件の原因につきましても、業者から提出されました回答内容に対する精査が十分でなかった点是否めないと考えておりますが、今回の反省も踏まえ、関係者にはそれぞれの任務に一層邁進してもらいたいと考えております。

次に、消費者信用団体生命保険の加入禁止に金

融庁が消極的であったのではないかとのお尋ねがありました。

金融庁は、貸金業者が借り手を被保険者として契約する生命保険につきましては、従来より、借り手の保護の観点から適切に利用されることが極めて重要と考えております。こうした観点から、今回の改正では、保険契約の内容等について書面交付義務を課したほか、こうした保険契約が不適切な取立て行為を誘発するとの指摘も踏まえ、自殺により保険金が支払われる保険契約の締結を禁止することとしております。

次に、NPOバンクについてお尋ねがありました。

今回の法案では、貸金業者の登録要件として五千万円以上の純資産額を求めることとしておりますが、一定の要件を満たす業者につきましては、この純資産基準の適用除外を可能としております。御指摘のNPOバンクにつきましては、まずは実態把握を十分に行った上で、潜脱防止の観点も踏まえつつ、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう配慮しながら、適用除外の具体的な要件等について検討を行ってまいります。

次に、単純な量的規制よりカウンセリングの方が実効性のある多重債務対策ではないかとお尋ねがありました。

カウンセリングを制度的に義務付けることは、債務整理と家計管理指導を組み合わせたカウンセ

リングを提供できる機関が現状ではわずかしかな存在しないこと等から、現実的でないと考えております。借り手に対するカウンセリングを有効なものとするためには、既存のカウンセリング機関の拡充や関係機関の間のネットワークの構築が重要であり、今後、内閣官房に設置される予定の多重債務者対策本部におきまして議論を行い、関係省庁等が連携して具体的な方策を検討、実施してまいります。

次に、総量規制における住宅ローン等の取扱いについてお尋ねがありました。

今回の改正で、貸金業者による年収等の三分の一を超える貸付けを原則禁止する総量規制におきましては、貸付けの実態等にかんがみ、住宅ローンは対象外としております。他方、貸金業者によるすべての個人向け貸付けは、住宅ローンも含め、指定信用情報機関への情報提供や貸金業者の返済能力調査の対象となっておりまして、これによりまして顧客の返済能力を超える貸付けが禁止されております。

なお、銀行等の住宅ローンも含めた消費者信用全体のあるべき姿につきましては、まずは今回の改正後の多重債務問題の状況を見極めた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、信用情報機関における個人情報保護についてお尋ねがありました。

今回の改正では、指定信用情報機関等における個人信用情報の流出や目的外使用を防ぐため、刑

事罰による信用情報の目的外使用の禁止、指定信用情報機関の役員等の秘密保持義務、信用情報の適切な取扱いを確保するための貸金業者及び指定情報機関の体制整備等を盛り込んでおります。さらに、信用情報機関の信用情報について、目的外使用であることを知って貸金業者から提供を受けた者に対しましても刑事罰を科すこととしております。

次に、金利の開示や参入規制など、リース業に対する規制の必要性についてお尋ねがありました。

そもそもリース業は金銭の貸付けに該当しないため、貸金業法の規制対象とはなっておりません。リース業も含めた消費者信用全体のあるべき姿につきましては、まずは今回の法改正に伴う多重債務問題の状況の変化等を見極めた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、銀行が実効金利を上げるために優越的地位の濫用等を行っているとの御指摘がありました。

銀行では、最近、金融派生商品を始める取扱商品の多様化やフィードビジネスの拡大など、貸出し以外にも様々な取組を進めております。こうした取組に当たっては、もとより利用者保護ルールの徹底が極めて重要でありまして、先般の独禁法上の優越的地位の濫用事案に関しましても厳しい行政処分を行ったところでございます。

金融庁といたしましては、利用者保護ルールの

徹底の観点から、仮に問題となる事案があれば、今後とも厳正に対処してまいります。

次に、金融庁に対する外部からの圧力についてお尋ねがありました。

今回の改正は、近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、借り手保護の観点から総合的かつ抜本的な対策を行うものでありまして、その検討に当たり、外部から何らかの圧力、影響を受けたということはございません。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) お答えいたします。

リース料も含めた実効金利の開示等、リース業に関する規制等の必要性についてのお尋ねがありました。

一般のリース取引は、事業者双方の合意に基づく契約によりその内容を定め得るものでありまして、その限りにおきましては特段の問題は生じていないものと認識をしています。

一方で、近年、消費者向けのリース取引が見られるようになりまして、悪質なものにつきましては特定商取引法に基づく行政処分を行うなど、取引の適正化に努めているところであります。経済産業省といたしましては、引き続き、消費者向けリース取引に関するトラブルの実態をしっかりと見極めまして、適切な対応を行っていく所存であります。(拍手)

○議長(扇千景君) 魚住裕一郎君。

(魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 私は、公明党、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました貸金業法等の改正案に関し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

本来、金融の在り方、特に庶民向け金融は、その国の経済、社会、文化の在り方に深く根差したものであります。イスラム教圏においては、金利の概念が否定されながら、その教義にかなったイスラム金融が発達してきております。ノーベル平和賞を受賞したムハマド・ユヌス氏のグラミン銀行などに代表されるマイクロクレジットは、途上国の貧困層向けの無担保融資として、生活の向上、発展に大きな役割を果たしております。

我が国について振り返りますと、かつて庶民金融の代表といえば質屋でありました。質くさを担保に短期、少額の融資を行い、やむを得ない場合には質流れをさせるといふこの制度は、消費者に対する信用供与制度が未発達な中で、消費者にとって安全かつ簡便な借入手段として社会に定着しておりました。かえって、信用借りできる資金需要者は、上場企業や中央官庁に勤めている者など、一部のエリートに限られていたのであります。

しかし、今や、消費者向けの信用供与は大きく伸び、そして、その主役は貸金業者や信販業者に取って代わり、貸金業者による消費者向けの融資

は、無担保融資だけでも十七兆余りに上る状況に至っております。昨今の消費者信用の増大、消費者金融業の隆盛がいかなる社会的、文化的な背景を持っているのか研究に値するものと考えますが、まず、今回の法改正の前提として、我が国においてこれまで多重債務問題が深刻化してしまつた社会的、文化的な背景をどのように考えておられるのか、総理の御所見を伺いたいと思います。

さて、今回の改正は、二百数十万と言われる多重債務者の問題に対応するため、貸金業規制や金利規制の在り方を見直し、と同時に、貸金業制度の抜本的改革をなすものであり、かつて弁護士業務に従事していたころクレ・サラ問題に対処してきた私としても高く評価するものであります。また、議論の経過の中での特例金利の設定見送りや利息制限法の元本区分の変更見送りなど、敬意を表するものであります。

そこで、まず金利規制の見直しについて伺いたいします。

今回の改正では、出資法上の上限金利を二〇％に引き下げ、利息制限法違反の金利による貸出しに対し罰則あるいは行政処分を科することで、これまで容認されてきた高金利貸付けを是正することとしております。いわゆるグレーゾーン金利による貸出しについては、本年一月の最高裁判決により、實際上、みなし弁済規定の効力は失われることとなりました。また、貸金業界においても、大手主要業者を中心に貸付金利を引き下げる動き

が見られるようになってきております。

金利引下げは、多重債務者や借り手の負担軽減に直結するものでありますが、立法措置に先立つこれらの動きを踏まえ、今回の金利規制の見直しを行う趣旨をまず総理にお伺いいたします。

あわせて、今回の改正で保証料の問題や金利の概念についても見直しが行われております。出資法と利息制限法で範囲の異なるこれまでの金利概念を整理し、また債務者にとって金利負担と同様の負担となる保証料負担についても規制を行うこととしております。これらの措置が借り手の負担軽減にどのようなつながるのか、その見直しの効果について金融担当大臣の所見をお伺いいたします。

次に、新たに導入される指定信用情報機関制度についてお伺いいたします。

過剰貸付規制、貸付総量規制の導入は、今後の多重債務問題解決のための切り札であります。その規制の裏付けとなる指定信用情報機関による信用情報の信頼性の確保、向上が極めて重要なものとなっております。

これまでの信用情報機関を見ると、情報の更新が月一回に限られているところがほとんどで、リアルタイム更新を行っている機関は限られているなど、現状の体制を前提にしたままではその信頼性を疑わざるを得ません。過剰貸付規制に対する実効性確保のために、信用情報機関に対し具体的にどのような規制を課す必要があると考えておら

れるのか、金融担当大臣の見解を伺います。

また、これらの措置を講ずるに当たっては、十分な準備期間が必要であろうと考えております。過剰貸付規制については、できるだけ早い導入が望まれるものの、体制整備が不十分のまま拙速な導入は避けなければならないと考えますが、体制整備のための準備期間の確保について担当大臣の所見をお伺いいたします。

あわせて、個人信用情報の目的外使用や情報漏えいの防止等、個人信用情報の管理体制に今以上に万全を期す必要が出てまいります。今回の改正で、指定信用情報機関等における個人信用情報の取扱いについてどのように対処されるおつもりなのか、金融担当大臣にお伺いをいたします。

次に、カウンスeling体制の整備についてお伺いいたします。

多重債務問題の解消のためには、金利規制、貸付規制に加え、借り手側の意識向上が極めて重要であり、カウンスelingの重要性が指摘されております。今回の改正においても、貸金業者に対してカウンスeling機関を紹介する努力義務が課せられるなど、所要の措置が講じられております。

このようなカウンスeling制度の整備に当たっては、周知を図るとともに、アクセスしやすく、状況に応じて適切な助言を受けられることが肝要だと考えております。そのためには、貸金業者からのアクセスを確保するだけでなく、信販業者やあるいは警察、さらには日本司法支援センターといったように複線化したアクセスルートを確保

し、各機関が連携して対処していく必要があると考えますが、このようなアクセスルートの確保や関係機関の連携の在り方についてどのように考えておられるか、金融担当大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、今回の改正が多重債務問題解決、借り手保護に資するものであることは論をまちませんが、その一方で、信用収縮により、資金を真に必要としている利用者が与信を受けられなくなることへの懸念も指摘されております。そうした懸念にこたえるためにも、個人や中小企業の切迫した資金需要に対応できるような金融・信用供与システムを、貸金業界のみならず、銀行を始めとする金融機関や信販業界なども含めた我が国の金融システム全体を見渡して整備することが必要であると考えております。

新しい我が国の金融の在り方の中で、健全な貸金業者がその一翼を担うというビジョンを国民に提示すべきだと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

また、現在でも個人向けの生活福祉資金貸付制度や中小企業向けのセーフティーネット保証・貸付制度などが設けられておりますが、政策金融機関改革との整合性なども考慮しつつ、健全なニーズ、資金需要に適切に対応するセーフティーネットの充実強化が必要だと考えております。

一方、民間、公的機関を問わず、融資に係る担保主義や個人保証主義からの脱却が求められているところでありますが、民間金融機関、公的金融

機関のセーフティーネットの在り方と、担保・保証主義からの脱却について、金融担当大臣及び財務大臣の御所見をお伺いをいたします。

以上、今回の法案の重要課題について確認してまいりましたが、多重債務問題の解決のためには、このほかにも、やみ金融の厳正な取締りや金融経済教育の充実等、対応すべき課題は山積しております。

政府は、今回の改正を踏まえ、多重債務者対策本部を設置し、関係省庁相互の連絡強化により総合的かつ効果的な多重債務問題解決策を講ずることとしておりますが、この対策本部における今後の取組が非常に重要であります。二百数十万とも言われる多重債務者の救済に向け、具体的にどのような実効ある対策を立てていくのか、総理の決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 魚住裕一郎議員にお答えをいたします。

多重債務問題が深刻化した背景についてお尋ねがありました。

我が国においては、銀行等が家計の借入れニーズに必ずしも十分にこたえてこなかった中で、貸金業者が手軽に借りられる手法を開拓し、業容を拡大してまいりました。貸付けに当たり適正な金利が設定され、借り手の収入で返済可能な貸付けが行われていれば今日のような事態には至っていません。貸し手の節度等に必ずしも期待できない現状を踏まえ、可能な限り総合的な

制度面での対応を図るとともに、消費者教育やカウンスeling体制の充実に万全を期してまいりたいと考えております。

金利規制の見直しを行う趣旨についてお尋ねがありました。

今回の法案では、多重債務問題を解決するために有効なあらゆる施策を講ずることとしており、金利については最近の最高裁判決の動向も踏まえ、借り手の負担を軽減するために、いわゆるグレーゾーン金利を廃止し、出資法の上限金利を貸金業者の実勢金利を下回る二〇%まで引き下げることにしております。

新しい金融の在り方のビジョンについてお尋ねがありました。

今回の改正においては、貸金業者を消費者金融の重要な担い手としてきちんと位置付けるとともに、健全な競争の促進を通じてリスクに応じた金利が設定され、市場メカニズムが十分に機能する消費者金融市場の構築を目指してまいりたいと考えております。

なお、資金を真に必要としている者への対策については、セーフティーネット貸付けの充実などにも取り組んでまいります。

多重債務者の救済に向けた対策についてお尋ねがありました。

内閣官房に設置する予定の多重債務者対策本部においては、多重債務問題の解決のために、関係省庁の連携の下、カウンスeling体制の整備、セーフティーネット貸付けの充実、金融経済教育

の充実、やみ金融取締りの強化などに政府を挙げ
て取り組んでいく決意であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
をさせます。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇、拍手)

○国務大臣(山本有二君) 魚住議員にお答えいた
します。

今回の改正における金利概念の整理及び保証料
に対する規制の見直しの効果についてお尋ねがあ
りました。

今回の改正では、業として行う貸付けの利息に
契約締結費用及び債務弁済費用を含むことにす
るとともに、利息と保証料を合算して上限金利規制

の対象とすることしております。これらの措置
により、上限金利規制の潜脱を防止し、借り手の
実質的な負担が上限金利の範囲内に収まることと
なり、借り手の保護が図られると考えておりま
す。

信用情報機関に課す規制についてお尋ねがあり
ました。

今回の改正では、総量規制を導入する前提とし
て、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握
できるようにするため、指定信用情報機関制度を
導入することとしております。

具体的には、個人向け貸付けについて、貸金業
者が遅滞なく全件を情報提供すること、指定信用
情報機関において借り手ごとの名寄せを行うこと
と、信用情報の漏えい防止や正確性の確保等を指
定信用情報機関の業務規程に盛り込むこと等の措

置により、過剰貸付規制の実効性を確保すること
としております。

次に、過剰貸付規制のための準備期間について
お尋ねがありました。

過剰貸付抑制のための新たな総量規制の実施

は、指定信用情報機関を通じて個々の借り手の総
借入残高を把握させることが前提となりますが、
これには貸金業者の指定信用情報機関への加盟や
情報交流のためのシステム対応等が必要となりま
す。これらを踏まえ、新たな過剰貸付規制の実施
までに、公布後おおむね三年間の準備期間を設け
ることとしたところでございます。

次に、指定信用情報機関等における個人信用情
報の取扱いについてお尋ねがございました。

今回の法案では、指定信用情報機関等における
個人信用情報の保護のため、貸金業者に対し、信
用情報の提供等について借り手から同意を取得す
るよう義務付けることとしております。これに加
え、信用情報の目的外使用等の禁止、指定信用情

報機関の役員等の秘密保持義務、信用情報の適
切な取扱いを確保するための貸金業者及び指定信
用情報機関の体制整備等を求めることとしており
ます。

次に、カウンセリング体制の整備についてお尋
ねがございました。

多重債務者対策としてカウンセリング体制の充
実は大変重要な課題でございます。既存のカウン
セリング機関の拡充や関係機関の間のネットワー
クの構築等を進めていくことが必要と考えており

ます。こうした施策につきましては、関係省庁等
の連携が重要でございます。今後、内閣官房に
設置される予定の多重債務者対策本部におきまし
て議論を行い、具体的な方策を検討、実施してま
いります。

次に、セーフティネットの充実と担保・保証
主義からの脱却についてお尋ねがありました。

セーフティネットの充実、多重債務問題の
解消のために有効な施策を実施する観点から、関
係省庁等が連携して検討すべき課題と考えており
ます。今後、内閣官房に設置される予定の多重債
務者対策本部におきまして具体的な対応を検討し
てまいります。

また、金融機関が融資を行うに当たりまして、
貸出し先のリスクに応じ適切に融資判断を行うこ
とが重要でございます。民間金融機関に対し、不
動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を促
してまいりたいと存じます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇、拍手)

○国務大臣(尾身幸次君) 魚住議員の御質問にお
答えいたします。

公的金融機関のセーフティネットの在り方と
担保・保証主義からの脱却についてお尋ねがあり
ました。

政府系金融機関においては、経営改善貸付けや
新創業融資制度など、個人保証や担保の不要な融
資の活用を進めております。また、再チャレンジ
する起業家の資金調達を支援するための融資の枠

組みの創設等を検討しているところであります。
このほか、経済環境の変化等外的要因による一時
的な業況の悪化により資金繰りに著しい支障を来
している方に対しセーフティネット融資を推進
しております。

御指摘のとおり、民間、公的を問わず、個人保
証や担保に過度に依存せず、経営者の資質や中長
期的な事業の見込み等を評価し適切に融資判断を
行うことは重要と考えており、こうした認識の
下、政府系金融機関においても引き続き適切に対
応してまいります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしま
した。

○議長(扇千景君) 日程第一 地方公共団体の議
会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしま
す。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確
立及び選挙制度に関する特別委員長谷川秀善君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(谷川秀善君登壇、拍手)

○谷川秀善君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関
する特別委員会における審査の経過と結果を御報
告申し上げます。

本法律案は、全国多数の地方自治体の議会の議員又は長の任期が平成十九年三月から五月までの間に満了することになる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高め、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るために、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、地方選挙に国が関与し統一して実施する意義、統一率の低下傾向と対象範囲の拡大の可能性、地方公共団体の選挙管理委員会の執行体制の在り方、統一地方選挙と地方議員の年金制度とのかわり、政治資金の規正とその透明性確保への取組、障害者の参政権拡大に向けての対策等について質疑が行われました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十三
賛成 二百十三
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長家西悟君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔家西悟君登壇、拍手〕

○家西悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、フィリピンの特定貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当て制度の導入の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、東アジアにおける今後の経済連携の方向性、協定の締結が我が国に与える影響、関税割当て制度の在り方等について質疑

が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十三
賛成 二百四
反対 九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鶴保庸介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、併せて結核の予防等の施策に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、政府における生物テロ対策の取組、今後の結核対策の在り方、新型インフルエンザ対策を充実させる必要性、肝炎対策を早期に講ずる必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

なお、本法律案の審査に先立ちまして、国立感染症研究所等の視察も行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会

官 報 (号 外)

民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より
反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数を
もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
ます。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百十三

賛成

二百八

反対

五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしま
す。

午前十一時五分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君
議員 近藤 正道君
鰐淵 洋子君
谷合 正明君
小泉 昭男君
遠山 清彦君
山本 香苗君
山本 保君
世耕 弘成君
福島みずほ君
西田 実仁君
弘友 和夫君
中川 義雄君
山口那津男君
荒木 清寛君
武見 敬三君
浜四津敏子君
白浜 一良君
木庭健太郎君
吉村剛太郎君
溝手 顕正君
北川イツセイ君
関口 昌一君
坂本由紀子君
中川 雅治君

議員 浜田 昌良君
又市 征治君
澤 雄二君
大田 昌秀君
浮島とも子君
小池 正勝君
渡辺 孝男君
福本 潤一君
鶴保 庸介君
田 英夫君
松 あきら君
山内 俊夫君
山下 栄一君
魚住裕一郎君
林 芳正君
国井 正幸君
風間 昶君
草川 昭三君
南野知恵子君
山崎 正昭君
田村耕太郎君
河合 常則君
椎名 一保君
末松 信介君
二之湯 智君

議員 野村 哲郎君
岡田 直樹君
山谷えり子君
山本 順三君
加治屋義人君
小斉平敏文君
岸 宏一君
田村 公平君
岩城 光英君
阿部 正俊君
鈴木 政二君
泉 信也君
金田 勝年君
景山俊太郎君
佐藤 泰三君
田中 直紀君
小野 清子君
松田 岩夫君
片山虎之助君
松山 政司君
長谷川憲正君
神取 忍君
亀井 郁夫君
吉田 博美君
外添 要一君
愛知 治郎君
荒井 正吾君
伊達 忠一君
西銘順志郎君

議員 萩原 健司君
秋元 司君
柏村 武昭君
有村 治子君
小泉 顕雄君
中村 博彦君
山崎 力君
田浦 直君
佐藤 昭郎君
岩永 浩美君
魚住 汎英君
岩井 國臣君
北岡 秀二君
市川 一朗君
尾辻 秀久君
清水嘉子子君
鴻池 祥肇君
杏掛 哲男君
水落 敏栄君
藤野 公孝君
後藤 博子君
松村 祥史君
岸 信夫君
森元 恒雄君
藤井 基之君
西島 英利君
小林 温君
段本 幸男君
野上浩太郎君

議員 木村 仁君
山本 一太君
大野つや子君
保坂 三蔵君
脇 雅史君
谷川 秀善君
中原 爽君
青木 幹雄君
中曾根弘文君
竹山 裕君
関谷 勝嗣君
鈴木 陽悦君
藤末 健三君
松下 新平君
藤本 祐司君
那谷屋正義君
下田 敦子君
柳澤 光美君
主濱 了君
池口 修次君
若林 秀樹君
辻 泰弘君
松井 孝治君
小川 敏夫君
福山 哲郎君
木俣 佳丈君
加藤 敏幸君
直嶋 正行君
円 より子君

議員 中島 啓雄君
山下 英利君
三浦 一水君
矢野 哲朗君
加納 時男君
中島 眞人君
橋本 聖子君
陣内 孝雄君
真鍋 賢二君
櫻井 新君
倉田 寛之君
尾立 源幸君
富岡由紀夫君
荒井 広幸君
足立 信也君
白 眞勲君
小林 正夫君
喜納 昌吉君
芝 博一君
大江 康弘君
森 ゆうこ君
大塚 耕平君
広野ただし君
櫻井 充君
浅尾慶一郎君
羽田雄一郎君
峰崎 直樹君
山本 孝史君
和田ひろ子君

[illegible]

昨十一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

尾立 源幸君

黒岩 宇洋君

松井 孝治君

大塚 耕平君

外交防衛委員

辞任

補欠

喜納 昌吉君

藤末 健三君

財政金融委員

辞任

補欠

大塚 耕平君

松井 孝治君

黒岩 宇洋君

尾立 源幸君

文教科学委員

辞任

補欠

広野ただし君

平野 達男君

厚生労働委員

辞任

補欠

荻原 健司君

南野知恵子君

農林水産委員

辞任

補欠

平野 達男君

小川 勝也君

経済産業委員

辞任

補欠

小川 勝也君

広野ただし君

藤末 健三君

喜納 昌吉君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

芝 博一君

工藤堅太郎君

教育基本法に関する特別委員

辞任

補欠

鰐淵 洋子君

山下 栄一君

近藤 正道君

福島みずほ君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 主演 了君 (小川敏夫君の補欠)

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

理事 査掛 哲男君

理事 藤井 基之君

同日衆議院から次の議案が提出された。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会衆第七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

建築士法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第九一号、衆議院継続審査)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名提出)(衆第二号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、達増拓也君外五名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第七六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書(喜納昌吉君提出)(第二七号)

審査報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年十一月二十九日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 谷川 秀善

参議院議長 扇 千景殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十九年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年十一月十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

日等の臨時特例に関する法律案

(選挙期日)

第一条 平成十九年三月一日から同年五月三十一

日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条の二第二項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(平成十九年三月一日から同年四月二十二日まで)の間に同項の指定都市となる市を含み、同月二十三日から同年五月三十一日までの間に同項の指定都市となる市を除く。以下この条、次条及び第四条において「指定都市等」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同年四月八日、指定都市等以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十二日とする。

2 平成十九年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、都道府県又は指定都市等(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては同年一月七日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十一日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による告示がなされているもの)について、当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による告示がなされているもの(以下「次項において同じ。’)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日以前に開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第百七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日以前に開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第百七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日以前に開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 平成十九年三月二十二日
- 二 指定都市等の長の選挙 平成十九年三月二十五日
- 三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成十九年三月三十日

四 指定都市等以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成十九年四月十五日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成十九年四月十七日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成十九年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市等の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市等の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しない

官 報 (号 外)

こととされる選挙については、適用しない。
(重複立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により平成十九年四月八日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十二日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三条の二第二項(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十八条第三項第二号、第八十六条第九項第三号、第八十六条の二第七項第二号(同法第八十六条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場

合には、同法第九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成十九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成十九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙
(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの
(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十一日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示

がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成十九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十一日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十一日」とあるのは、「同年一月七日」と読み替えるものとする。
(指定都市となる市の選挙についての公職選挙法の特例)

第八条 平成十九年三月二十六日から同年四月八日までの間に地方自治法第二百五十二条の十九

第一項の指定都市(以下この条及び次条において「指定都市」という。)となる市の長の選挙であつて第一条の規定により行われるものについては、当該市が指定都市となる前においても当該市の長の選挙を指定都市の長の選挙とみなして公職選挙法第九章、第十三章、第十四章及び第十四章の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。第三項において「特定規定」という。)を適用し、同法第二百六十九条の規定は適用しない。

2 平成十九年三月三十一日から同年四月八日までの間に指定都市となる市の議会の議員の選挙であつて第一条の規定により行われるものについては、前項の規定を準用する。

3 平成十九年四月九日から同月二十二日までの間に指定都市となる市の議会の議員又は長の選挙であつて第一条の規定により行われるものについては、当該市の議会の議員又は長の選挙を指定都市の議会の議員又は長の選挙とみなして特定規定を適用する。

4 前二項に規定する市の議会の議員の選挙については、公職選挙法第十五条第六項の規定にかかわらず、当該市は、当該市における地方自治法第二百五十二条の二十第一項の条例に規定する区の区域により、条例で選挙区を設けなければならない。

5 前項の場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、前項の選挙区の区

域により市の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

(指定都市となる市を包括する都道府県の選挙についての公職選挙法の特例)

第九条 平成十九年三月二十三日から同年四月八日までの間に指定都市となる市を包括する都道府県の長の選挙であつて第一条の規定により行われるものについては、公職選挙法第二百六十九条の規定は適用しない。

2 平成十九年三月三十一日から同年四月八日までの間に指定都市となる市を包括する都道府県の議会の議員の選挙であつて第一条の規定により行われるものについては、前項の規定を準用する。

3 前項に規定する都道府県の議会の議員の選挙については、公職選挙法第十五条第一項の規定にかかわらず、当該都道府県は、当該都道府県に包括される前項に規定する市の区域について、当該市における前条第四項に規定する区域により、条例で選挙区を設けなければならない。

4 公職選挙法第十五条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の選挙区について準用する。(共済給付金の特例)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の議会の議員が第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため平成十九年三月三十日及び同月三十一日に退職した場合又はこれらの

日に当該公職の候補者としての届出がされたことにより公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第百五十八条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日(その日が平成十九年四月八日以後であるときは、同月七日)まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

(寄附金控除の特例)

第十一条 第一条の規定により行われる第八条第一項から第三項までに規定する市の議会の議員又は長の選挙における租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八第一項の規定の適用については、同項中「又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職」とあるのは「若しくは第八十六条の四の規定により届出のあつた者又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成十八年法律第 号)第一条の規定により行われる同法第八条第一項から第三項までに規定する市の議会の議員若しくは長の選挙における当該市の議会の議員若しくは長の職(以下この項において「特定市の職」という。)の候補者として公職選挙法第八十六条の四の規定により届出のあつた者(第四号口において「特定市選挙の候補者」という。))に対し当該公

職又は特定市の職」と、同項第四号口中「又は当該公職の候補者となろうとする者」とあるのは「若しくは当該公職の候補者となろうとする者又は特定市選挙の候補者」とする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十一月三十日

財政金融委員長 家西 悟

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年十一月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の八第一項第二号イ中「この項及び第六項、次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ並びに第七条の十第一項第二号イ及びロ、第七項並びに第十一項第二号イ及びロにおいて」を削る。

第七条の十第七項中「この項を」以下この項に改め、同条の次に次の一条を加える。

(フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十一 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(以下「フィリピン協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(フィリピン協定第十八条一の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。)の事実第九項及び第十一項

において「フィリピン特定貨物の輸入増加の事実」という。があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第九項及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条一の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(第十一項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率(フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日に
おける実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条五(e)の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、フィリピン協定第二十二条五(e)の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。

4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条五(e)の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、フィリピン協定第二十二条五(e)の

規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。

6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、フィリピン協定第二十二条五(d)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

7 フィリピンにおいてフィリピン協定第二十二條一の規定による措置(以下この項及び次項において「フィリピンの緊急措置」という。)がとられた場合には、フィリピン協定第二十二條六(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、フィリピンの緊急措置がフィリピン協定第二十二條一の規定によりフィリピンにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、フィリピンの緊急措置がとられた日から一年を経過していない場合は、この限りでない。

8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はフィリピンの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影

響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

9 政府は、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

10 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二條四(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された

貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定

の数量若しくは額を超えるものにつき、次の
うちいずれか低い税率(フィリピン協定の効
力発生の日から起算して六年を経過する日の
属する年度の末日までは、イに掲げる税率)
の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日に

おける実行税率

12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第
一項の規定による措置をとる場合を除き、前項
の規定により課された関税を速やかに還付しな
ければならない。同項の規定により課された関
税の額が、同項の規定による措置がとられてい
た期間内に輸入される同項の規定により指定さ
れた貨物につき、第一項の規定により関税が課
されるものとした場合に課される関税の額を超
える場合における当該超える部分の関税につい
ても、同様とする。

13 第一項の規定による措置がとられていた貨物
については、これらの措置が終了した日からこ
れらの措置がとられていた期間に相当する期間
又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以
後でなければ、同項又は第十一項の規定による
措置をとることができない。

14 政府は、フィリピン協定の効力発生の日から
起算して十年を経過する日までの間に限り、第
一項又は第十一項の規定による措置をとること

ができる。

15 第八条の九第一項に規定する譲許の便益の適
用を受ける物品については、第一項又は第十一
項の規定は、適用しない。

16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の
適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条
とする。

第十三条中「第十一条第一項」を「第十五条第一
項」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を
第十六条とする。

第十一条第一項中「第八条の九第一項」を「第九
条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十条の四を第十四条とし、第十条の三を第十
三条とする。

第十条の二中「第八条の九第一項」を「第九条第
一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第二号中「第八条の九第一項」を「第九条
第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条の九を第九条とす
る。

第八条の八の次に次の一条を加える。
(フィリピン協定に基づく関税割当制度)

第八条の九 フィリピン協定附属書一の日本国の
表において関税の譲許が一定の数量を限度とし
て定められている物品については、その譲許の
便益は、当該一定の数量の範囲内において、当

該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済
上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを
受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十
四年三月三十一日までに輸入するものに適用す
る。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続そ
の他同項の規定の適用に関し必要な事項は、
政令で定める。

別表第一中「第八条の九」を「第九条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中第七条の十の次に一条を加え
る改正規定、第八条の八の次に一条を加える改
正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に
関する日本国とフィリピン共和国との間の協定
の効力発生の日から、その他の規定は経済上の
連携に関する日本国とフィリピン共和国との間
の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日
のいずれか早い日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する
法律の一部改正)

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を
次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

七 関税暫定措置法第七条の十一第十二項
(フィリピンの特定の貨物に係る暫定緊急
措置に係る関税の還付)

審査報告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十一月三十日

厚生労働委員長 鶴保 庸介

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の海外における感染症の発
生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を
踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん
延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防
対策を推進するため、病原体等の所持等を規制
する制度を創設するとともに、入院、検疫等の
措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、
入院等の措置に際しての患者への説明等の手続
に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の
施策に関する規定を整備しようとするものであ
り、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい
て適切な措置を講ずるべきである。

官 報 (号 外)

- 一、国の基本指針については、今回の改正の趣旨を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進する観点から、その策定に向け、速やかに検討を行い、実効性のあるものとする。あわせて、都道府県の予防計画について、基本指針に即して速やかに策定されるよう、都道府県に対し適切な指導を行うこと。
- 二、結核対策については、結核予防法が果たしてきた役割の大きさと未だに結核が主要な感染症である現実とを踏まえ、結核予防法廃止後においても結核対策の一層の充実を図ること。特に、最近の結核の発生動向にかんがみ、発病しやすい高齢者等及び感染を受けやすい医療従事者等に対する対策の強化に努めること。
- 三、地域における結核対策の中核機関である保健所については、その役割が十分果たせるよう体制の強化に努めること。また、結核患者の治療成功率の向上に向けて、医師等に対する結核の標準治療法の一層の周知や研修に取り組むこと。
- 四、感染症診療協議会については、結核がその診療対象になること及び感染症患者の人権を一層尊重するために同協議会の役割が増大することにかんがみ、各地域において同協議会が十分な機能を果たせるよう、必要な支援策を講ずること。
- 五、慢性的感染症に係る医師の届出に関する省令の策定及び運用に当たっては、患者に対する差別、偏見につながることをないよう、人権を十分尊重すること。また、収集された感染症情報がある患者の治療等に真に役立つよう、実態を適切に把握し、これを感染症施策の展開に反映させるとともに、感染症のまん延を防止する対策を講ずること。
- 六、病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないよう万全を期すこと。
- 七、病原体等の管理基準等に関する政省令の策定に当たっては、医療機関、検査機関、研究機関等の実態に留意し、遵守可能な合理的なものとする。また、移送に当たつての届出等の手続については、業務に支障が生じないよう十分周知するとともに、円滑な窓口業務が実施されるよう留意すること。
- 八、生物テロの発生や災害等により病原体等が流出したケースを想定した緊急対応マニュアルを示し、保健所その他の関係機関が住民の健康を守るために迅速かつ的確な対応がとれるよう、その周知を図るとともに、実地訓練の実施を促進すること。
- 九、感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること。
- 十、新型インフルエンザの発生に備え、実効性のある計画を策定し、国と地方との連携等について訓練を実施するなど国内における初動態勢の確保に努めるとともに、その流行の拡大に備え、医療機関等で使用するマスクや消毒薬等が十分確保されるよう、必要な対策を講ずること。また、新型インフルエンザが発生する危険性が高いとされる東南アジア地域の各国と緊密な情報交換を行うとともに、保健医療分野における支援を含め協力関係を更に推進すること。
- 十一、感染症のワクチン、新薬等の研究・開発については、国による支援の強化を図り、その一層の促進に努めること。特に、新型インフルエンザワクチンについては、その緊急性にかんがみ、早急な開発・製造を可能とする体制整備を進めること。
- 十二、感染症は過去の疾病ではなく、日常的な疾病であることから、医師をはじめとする医療関係者に対し定期的に研修を実施し、診断、治療、感染予防等の知識の普及に努めるとともに、指定医療機関における感染症専門医等の確保など医療機関の体制整備を図ること。また、感染症専門医、研究者の養成のため、海外への派遣研修などの事業を更に充実させること。あわせて、その際に必要な財政支援措置を講ずること。
- 十三、感染症指定医療機関への感染症患者等の搬送については、その体制を更に整備するため、必要な対策を推進すること。
- 十四、院内感染対策については、安心かつ安全な医療を確保するため、その充実を図るとともに、相談体制の整備に努めること。また、医療従事者等に対して、ワクチンで予防できる疾患に対する予防接種が行われるよう配慮すること。
- 十五、肝炎対策については、検査体制の強化、診療体制の整備、有効性の高い治療法の確保方策、研究開発の推進、普及啓発・相談指導等、総合的な対策のより一層の充実を図ること。
- 十六、感染症に対する理解の促進及び感染症のまん延防止のため、国民に対し、感染症に関する知識の普及及び啓発を十分に行うこと。特に、性感染症については、若年層に対し、その予防教育を含めた正しい知識の普及に努めること。
- 十七、地球規模化する感染症問題については、海外の事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう研究機関の体制整備等を図るとともに、海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO、二国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること。

右決議する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

平成十八年十一月十四日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「第二十六条」を「第二十六条の二」に、「第七章 新感染症 第四十五条―第五十三条」を「第七章 新感染症(第四十五条―第五十三条) 結核(第五十三条の二―第五十三条の十五)」に、「第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置 第五十四条―第五十六条

の二」を「第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置 第五十四条―第五十六条の二」に、「第八章の二 特定病原体等」を「第八章の二 一種病原体等(第五十六条の三―第五十六条の五) 第二節 二種病原体等(第五十六条の六―第五十六条の七) 第三節 三種病原体等(第五十六条の八―第五十六条の九) 第四節 所持者等の義務(第五十六条の十―第五十六条の十一) 第五節 監督(第五十六条の十二―第五十六条の十三)」に改める。

第五十六条の二

に、「第七十条」を「第八十一条」に改める。

第二条中「施策は」の下に「これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ」を加え、「に配慮しつつ」を「を尊重しつつ」に改める。

第三条第二項中「感染症の病原体等」を「病原体等」に改め、「ともに」の下に「社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ」を加え、「の保護に配慮し」を「を尊重し」に改め、同条第二項中「地方公共団体は」の下に「地域の特性に配慮しつつ」を加え、同条第三項中「国は、感染症の下に及び病原体等」を加え、「感染症の」を削る。

第五条第一項中「行うよう」を「行うとともに

平成十八年十二月一日 参議院会議録第十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案

六 マールブルグ病

七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 急性灰白髄炎

二 結核

三 ジフテリア

四 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 コレラ

二 細菌性赤痢

三 腸管出血性大腸菌感染症

四 腸チフス

五 バラチフス

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 E型肝炎

二 A型肝炎

三 黄熱

四 Q熱

五 狂犬病

六 炭疽

七 鳥インフルエンザ

八 ボツリヌス症

九 マラリア

十 野兔病

十一 前各号に掲げるもののほか、既に知ら

れている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。)

二 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)

三 クリプトスポリジウム症

四 後天性免疫不全症候群

五 性器クラミジア感染症

六 梅毒

七 麻しん

八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であつて、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

第六条第七項中「準用しなれば」の下に「当該疾病のまん延により」を加え、同条第十一項中「及び第二種感染症指定医療機関」を「第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関」に改め、同条に次の八項を加える。

15 この法律において「結核指定医療機関」とは、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病

院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局をいう。

16 この法律において「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。

17 この法律において「毒素」とは、感染症の病原体によつて産生される物質であつて、人の生体内に入つた場合に人を発病させ、又は死亡させるもの（人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるもの（以下「人工合成毒素」という。）を含む。）をいう。

18 この法律において「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。

19 この法律において「一種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（業事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）第十四条第一項の規定による承認を受けた医薬品に含有されるものその他これに準ずる病原体等（以下「医薬品等」という。）であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

- 一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス
- 二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイルウイルス、スーダンエボラウイルス及びレストンエボラウイルス

三 オルソポックスウイルス属バリオライルス（別名痘そうウイルス）

四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）

五 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるものを

20 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 エルシニア属ベステイス（別名ベスト菌）

二 クロストリジウム属ボツリヌム（別名ボツリヌス菌）

三 コロナウイルス属SARSコロナウイルス

四 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）

五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兔病菌）亜種ツラレンシス及びホルアークティカ

六 ボツリヌス毒素（人工合成毒素であつて、その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一であるものを含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲

げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

21 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 コクシエラ属バーネッティ

二 マイコバクテリウム属ツベルクロシス（別名結核菌）（イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。）

三 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬ウイルス）

四 前三号に掲げるもののほか、前三号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

22 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。）

二 エシエリヒア属コレリ（別名大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）

三 エンテロウイルス属ポリオウイルス

四 クリプトスポリジウム属バルバム（遺伝子型がI型又はII型であるものに限る。）

五 サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ又はパラタイフィAであるものに限る。）

六 志賀毒素（人工合成毒素であつて、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）

七 シゲラ属（別名赤痢菌）ソルネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイディ

八 ビブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清型がO-又はO-139であるものに限る。）

九 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名黄熱ウイルス）

十 マイコバクテリウム属ツベルクロシス（前項第二号に掲げる病原体を除く。）

十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

第七条第一項中「及び第八章から第十章まで」を「第八章、第九章及び第十章」に改める。

第九条第二項第五号中「感染症」の下に「及び病原体等」を加え、同項第七号中「感染症の」を削り、同項第九号中「配慮を」尊重に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項

第九条第三項中「厚生労働大臣は」の下に

「感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ」を加える。

第十条第三項に後段として次のように加える。

都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、同様とする。

第十条第六項を削る。

第十二条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「もの」の下に「又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第二項中「同じ。」の下に「若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働

省令で定めるものの患者」を加え、「又は前項」を「又は同項」に改める。

第十五条第六項中「感染症の病原体」を「病原体等」に改める。

第十六条第一項中「予防のための情報を」を「発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(協力の要請)

第十六条の二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができる。

第十八条第一項中「場合には」を「場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは」に、「通知しなければならない」を「通知することができる」に改め、同条に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又は無症状病原体保有者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければなら

ない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くことがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その通知をした内容について当該協議会に報告しなければならない。

第十九条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

20条に次の三項を加える。

6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定

する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

8 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(最小限度の措置)

第二十二條の二 第十七条から第二十一条までの規定により実施される措置は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

第二十三條中「第十九條第二項及び第四項」を「第十九條第三項及び第五項」に改める。

第二十四條第一項中「都道府県知事の諮問に応じ、第二十条第一項の規定による勧告及び同条第四項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議させるため」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び医療以外」を「法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項に規定する」

を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 都道府県知事の諮問に応じ、第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。

- 2 第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事に対する苦情の申出)

- 第二十四条の二 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、当該患者が受けた処遇について、文書又は口頭により、都道府県知事に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 前項に規定する患者又はその保護者が口頭で同項の苦情の申出をしようとするときは、都道府県知事は、その指定する職員にその内容を聴取させることができる。

- 3 都道府県知事は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。

第二十六条中「第二十三条まで」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項及び第三項」に、「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に、「感染症指定医療機関」を「感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。)」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができる」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(結核患者に係る入院に関する特例)

- 第二十六条の二 結核患者に対する前条において読み替えて準用する第十九条及び第二十条の規定の適用については、第十九条第七項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」と、第二十条第一項本文中「十日以内」とあるのは「三十日以内」と、同条第四項中「十日以内」とあるのは「十日以内(第一項本文の規定に係る入院にあつては、三十日以内)」と、同条第五項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」とする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(結核患者の医療)

- 第三十七条の二 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があつたときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

担することができる。

- 2 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

- 3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

- 4 第一項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

- 第三十八条第二項中「及び第二種感染症指定医療機関」を、「第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関」に改め、「病院」の下に「結核指定医療機関にあつては、病院若しくは診療所」第六条第十五項の政令で定めるものを含む。又は薬局」を加え、同条第三項中「前条」を「前二条」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「前条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「前条」を「前二条」に、「及び第二種感染症指定医療機関」を、「第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「一年前」の下に「結核指定医療機関にあつては、三十日前」を加え、「及び第二種感染症指定医療機関」を、「第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関」に改め、同条第六項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

- 7 結核指定医療機関は、前条第一項に規定す

る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

- 第三十九条中「第三十七条第一項」の下に「又は第三十七条の二第一項」を加え、「又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)」に、「同項」を「第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定は、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の規定により医療を受けることができる結核患者については、適用しない。

- 3 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について、都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行わない。

- 第四十条第一項中「第三十七条第一項」の下に「又は第三十七条の二第一項」を加える。
- 第四十一条第一項中「掲げる医療」の下に「又は第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療」を加える。
- 第四十二条第一項中「又は」を「以下この項において同じ。」若しくは「又は診療所」を「若しくは診療所」に改め、「第三十七条第一項各号

に掲げる医療を受けた場合」の下に「又はその区域内に居住する結核患者(第二十六条において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所(第六条第十五項の政令で定めるものを含む。若しくは薬局から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合)を加え、「同項」を、「第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項」に、「これらの者が感染症指定医療機関から同項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項」を「第十九条若しくは第二十条若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関に入院した患者が感染症指定医療機関から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項」に改める。

第四十三条第一項及び第四十四条中「第三十七条第一項」の下に「及び第三十七条の二第一項」を加える。

第四十六条に次の三項を加える。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に、適切な説明を行

行い、その理解を得よう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた当該新感染症の所見がある者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第五項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(最小限度の措置)

第四十八条の二 第四十五条から第四十七条までの規定により実施される措置は、新感染症を公衆にまん延させるおそれ、新感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事に対する苦情の申出)

第四十九条の二 第二十四条の二の規定は、第四十六条の規定により入院している新感染症の所見がある者について準用する。

第五十三条第一項中「及び次章から第十章まで」を、「第八章、第九章及び第十章」に改め

る。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 結核

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者(以下この章及び第九章において「事業者」という。)、学校専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第九章において「施設」という。の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であつて政令で定めるもの)に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によつて健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

(受診義務)

第五十三条の三 前条第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定により健康診断を受けるべき者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

(他で受けた健康診断)

第五十三条の四 定期の健康診断を受けるべき

者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(定期の健康診断を受けなかった者)

第五十三条の五 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

(定期の健康診断に関する記録)

第五十三条の六 定期の健康診断の実施者(以下この章において「健康診断実施者」という。)は、定期の健康診断を行い、又は前二条の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、定期の健康診断を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健

康診断を行ったときは、その健康診断(第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない)。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

(他の行政機関との協議)

第五十三条の八 保健所長は、第五十三条の二第二項の規定により、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるものに関し、当該事業者に対して指示をするに当たっては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。

2 保健所長は、教育委員会の所管に属する学校については、第五十三条の二第二項の指示に代えて、その指示すべき事項を当該教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の通知があつたときは、必要な事項を当該学校に指示するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第五十三条の九 定期の健康診断の方法及び技術的基準、第五十三条の四又は第五十三条の五に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

(結核患者の届出の通知)

第五十三条の十 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による結核患者に係る届出を受けた場合において、当該届出がその者の居住地を管轄する保健所長以外の保健所長を経由して行われたときは、直ちに当該届出の内容をその者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

(病院管理者の届出)

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

(結核登録票)

第五十三条の十二 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

2 前項の記録は、第十二条第一項の規定による届出又は第五十三条の十の規定による通知があつた者について行うものとする。

3 結核登録票に記載すべき事項、その移管及び保存期間その他登録票に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(精密検査)

第五十三条の十三 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。

(家庭訪問指導)

第五十三条の十四 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

(医師の指示)

第五十三条の十五 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項を指示しなければならない。

第五十六条の二第一項中「第六十九条第九号」を「第七十七条第九号」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 特定病原体等

第一節 一種病原体等

(二種病原体等の所持の禁止)

第五十六条の三 何人も、一種病原体等を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定一種病原体等所持者が、試験研究に必要な一種病原体等として政令で定めるもの(以下「特定一種病原体等」という。)を、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合
- 二 第五十六条の二十二第一項の規定により一種病原体等の滅菌若しくは無害化(以下「滅菌等」という。)をし、又は譲渡しをしな

ければならない者(以下「一種滅菌譲渡義務者」という。)が、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌等又は譲渡し(以下「滅菌譲渡」という。)をするまでの間一種病原体等を所持する場合

三 前二号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る一種病原体等を当該運搬のために所持する場合

四 前三号に規定する者の従業者が、その職務上一種病原体等を所持する場合

2 前項第一号の特定一種病原体等所持者は、国又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種

類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。

(二種病原体等の輸入の禁止)

第五十六条の四 何人も、一種病原体等を輸入してはならない。ただし、特定一種病原体等所持者(前条第二項に規定する特定一種病原体等所持者をいう。以下同じ。)が、特定一種病原体等であつて外国から調達する必要があるものとして厚生労働大臣が指定するものを輸入する場合は、この限りでない。

(二種病原体等の譲渡し及び譲受けの禁止)

第五十六条の五 何人も、一種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等を、厚生労働大臣の承認を得て、他の特定一種病原体等所持者に譲り渡し、又は他の特定一種病原体等所持者若しくは一種滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合
- 二 一種滅菌譲渡義務者が、特定一種病原体等を、厚生労働省令で定めるところにより、特定一種病原体等所持者に譲り渡す場合

第二節 二種病原体等

(二種病原体等の所持の許可)

第五十六条の六 二種病原体等を所持しようとする者は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第五十六条の二十二第一項の規定により

二種病原体等の滅菌譲渡しをしなければならない者(以下「二種滅菌譲渡義務者」という。)が、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間二種病原体等を所持しようとする場合

二 この項本文の許可を受けた者(以下「二種病原体等許可所持者」という。)又は二種滅菌譲渡義務者から運搬を委託された者が、その委託に係る二種病原体等を当該運搬のために所持しようとする場合

三 二種病原体等許可所持者又は前二号に規定する者の従業者が、その職務上二種病原体等を所持しようとする場合

2 前項本文の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 二種病原体等の種類(毒素にあつては、種類及び数量)
- 三 所持の目的及び方法
- 四 二種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設(以下「二種病原体等取扱施設」という。)の位置、構造及び設備

(欠格条項)
第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 この法律、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第百四十七号)若しくは検疫法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 第五十六条の三十五第二項の規定により許可を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 第五十六条の三十五第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該

処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十六条の二十二第二項の規定による届出をした者(当該届出について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

六 前号に規定する期間内に第五十六条の二十二第二項の規定による届出があつた場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該届出について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該届出について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者であつて、当該届出の日から五年を経過しないもの

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)
第五十六条の八 厚生労働大臣は、第五十六条の六第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしてはならない。

一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他

厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。

二 二種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備が厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するものであることその他二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

(許可の条件)

第五十六条の九 第五十六条の六第一項本文の許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可証)

第五十六条の十 厚生労働大臣は、第五十六条の六第一項本文の許可をしたときは、その許可に係る二種病原体等の種類(毒素にあつては、種類及び数量)その他厚生労働省令で定める事項を記載した許可証を交付しなければならない。

2 許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、厚生労働省令で定める。

(許可事項の変更)

第五十六条の十一 二種病原体等許可所持者は、第五十六条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、

その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 二種病原体等許可所持者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 二種病原体等許可所持者は、第五十六条の六第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第五十六条の八及び第五十六条の九の規定は、第一項本文の許可について準用する。

(二種病原体等の輸入の許可)
第五十六条の十二 二種病原体等を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする二種病原体等の種類(毒素にあつては、種類及び数量)

三 輸入の目的

四 輸出者の氏名又は名称及び住所

五 輸入の期間

六 輸送の方法

七 輸入港名
(許可の基準)
第五十六条の十三 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が二種病原体等許可所持者であること。

二 輸入の目的が検査、治療、医薬品その他厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。

三 二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

(準用)
第五十六条の十四 第五十六条の九の規定は第五十六条の十二第一項の許可について、第五十六条の十の規定は第五十六条の十二第一項の許可に係る許可証について、第五十六条の十一の規定は第五十六条の十二第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第五十六条の十一第一項中「第五十六条の六第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第五十六条の十二第二項第二号から第七号まで」と、同条第三項中「第五十六条の六第二項第一号」とあるのは「第五十六条の十二第二項第一号」と、同条第四項中「第五十六条の八及び第五十六条の九」とあるのは「第五十六条の九及び第五十六条の十三」と読み替えるものとする。

(二) 二種病原体等の譲渡し及び譲受けの制限
第五十六条の十五 二種病原体等は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 二種病原体等許可所持者がその許可に係る二種病原体等を、他の二種病原体等許可所持者に譲り渡し、又は他の二種病原体等許可所持者若しくは二種滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合

二 二種滅菌譲渡義務者が二種病原体等を、厚生労働省令で定めるところにより、二種病原体等許可所持者に譲り渡す場合

第三節 三種病原体等

(三種病原体等の所持の届出)
第五十六条の十六 三種病原体等を所持する者は、政令で定めるところにより、当該三種病原体等の所持の開始の日から七日以内に、当該三種病原体等の種類その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い三種病原体等を所持することとなった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間三種病原体等を所持するとき。

二 三種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その委託に係る三種病原体等を当該運搬のために所持する場合

三 三種病原体等を所持する者の従業者が、その職務上三種病原体等を所持する場合
2 前項本文の規定による届出をした三種病原体等を所持する者は、その届出に係る事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更の日から七日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。その届出に係る三種病原体等を所持しないこととなったときも、同様とする。

(三種病原体等の輸入の届出)

第五十六条の十七 三種病原体等を輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該三種病原体等の輸入の日から七日以内に、次の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 輸入した三種病原体等の種類(毒素にあつては、種類及び数量)
- 三 輸入の目的
- 四 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 五 輸入の年月日
- 六 輸送の方法
- 七 輸入港名

第四節 所持者等の義務

(感染症発生予防規程の作成等)

第五十六条の十八 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の所持を開始する前に、感染症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、感染症発生予防規程を変更したときは、変更の日から三十日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(病原体等取扱主任者の選任等)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、当該病原体等の取扱の知識経験に関する要件として厚生労働省令で定めるものを備える者のうちから、病原体等取扱主任者を選任しなければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、病原体等取扱主任者を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(病原体等取扱主任者の責務等)

第五十六条の二十 病原体等取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 特定一種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設(以下「二種病原体等取扱施設」という。)又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者は、病原体等取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは感染症発生予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体等取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(教育訓練)

第五十六条の二十一 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、感染症発生予防規程の周知を図るほか、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(滅菌等)

第五十六条の二十二 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その所持する一種病原体等又は二種病原体等の滅菌若しくは無害化をし、又は譲渡しをしなければならない。

一 特定一種病原体等所持者又は二種病原体等許可所持者 特定一種病原体等若しくは二種病原体等について所持することを要しなくなった場合又は第五十六条の第三項の指定若しくは第五十六条の六第一項本文の許可を取り消され、若しくはその指定若しくは許可の効力を停止された場合
二 病院若しくは診療所又は病原体等の検査

を行っている機関、業務に伴い一種病原体等又は二種病原体等を所持することとなつた場合

2 前項の規定により一種病原体等又は二種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない者が、当該病原体等の滅菌譲渡をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の種類、滅菌譲渡の方法その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者が、その所持する病原体等を所持することを要しなくなった場合において、前項の規定による届出をしたときは、第五十六条の三第二項の指定又は第五十六条の六第一項本文の許可は、その効力を失う。

(記載義務)

第五十六条の二十三 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等を所持する者(第五十六条の十六第一項第三号に規定する従業者を除く。以下「三種病原体等所持者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、厚生労働省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準)

第五十六条の二十四 特定一種病原体等所持

者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者及び四種病原体等を所持する者(四種病原体等を所持する者の従業者であつて、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下「四種病原体等所持者」という。)は、その特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(保管等の基準)

第五十六条の二十五 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者並びにこれらの者から運搬を委託された者、三種病原体等所持者並びに四種病原体等所持者(以下「特定病原体等所持者」という。)は、特定病原体等の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。次条第四項を除き、以下同じ。)又は滅菌等をする場合においては、厚生労働省令で定める技術上の基準に従つて特定病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(適用除外)

第五十六条の二十六 前三条及び第五十六条の三十二の規定は、第五十六条の十六第一項第一号に掲げる場合には、適用しない。

2 第五十六条の二十三、第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、第五十六条の十六第一項第二号に掲げる場合には、適用しない。

3 前二条及び第五十六条の三十二の規定は、病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い四種病原体等を所持することとなつた場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間四種病原体等を所持するときは、適用しない。

4 第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、四種病原体等所持者から運搬を委託された者が、その委託に係る四種病原体等を当該運搬のために所持する場合には、適用しない。

(運搬の届出等)

第五十六条の二十七 特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、その一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等を事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その運搬する一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、

国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができ。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

5 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は当該病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、第一項、第二項及び前項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

6 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために

認められたものと解してはならない。

7 運搬証明書の書換え、再交付及び不要となった場合における返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第一項の届出、第二項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関し必要な都道府県公安委員会との連絡については、政令で定める。

(事故届)

第五十六条の二十八 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(災害時の応急措置)

第五十六条の二十九 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合は、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者

及び二種滅菌譲渡義務者は、第一項の事態が生じた場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第五節 監督

(報告徴収)

第五十六条の三十 厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、この章の規定(都道府県公安委員会にあっては、第五十六条の二十七第二項の規定)の施行に必要な限度で、特定病原体等所持者、三種病原体等を輸入した者、四種病原体等を輸入した者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者(以下「特定病原体等所持者等」という。)に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十六条の三十一 厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、この章の規定(都道府県公安委員会にあっては、第五十六条の二十七第二項の規定)の施行に必要な限度で、当該職員(都道府県公安委員会にあっては、警察職員)に、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、特定病原体等若しくは特定病原体等によつて汚染された物を無償で収去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、こ

れを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造又は設備が第五十六条の二十四の技術上の基準に適合していないと認めるときは、特定一種病原体等所持者、二種病原体等所持者、三種病原体等所持者又は四種病原体等所持者に対し、当該施設の修理又は改造その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が第五十六条の二十五の技術上の基準に適合していないと認めるときは、特定病原体等所持者に対し、保管、使用、運搬又は滅菌等の方法の変更その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(感染症発生予防規程の変更命令)

第五十六条の三十三 厚生労働大臣は、特定一種病原体等又は二種病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、特定一種病原体等所持者又は二種病原体等許可所持者に対し、感染症発生予防規程の変更を命ずることができる。

(解任命令)

第五十六条の三十四 厚生労働大臣は、病原体等取扱主任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、特定一種病原体等所持者又は二種病原体等許可所持者に対し、病原体等取扱主任者の解任を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十六条の三十五 厚生労働大臣は、特定一種病原体等所持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第五十六条の三第二項の規定による指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 二 一種病原体等取扱施設の位置、構造又は設備が厚生労働省令で定める技術上の基準に適合しなくなったとき。
- 三 特定一種病原体等を適切に所持できないと認められるとき。

2 厚生労働大臣は、二種病原体等許可所持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第五十六条の六第一項本文の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可の効力を停止することができる。

- 一 第五十六条の七各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 二種病原体等取扱施設の位置、構造又は設備が第五十六条の八第二号の技術上の基準に適合しなくなったとき。

四 第五十六条の九第一項(第五十六条の十一第四項において準用する場合を含む。)の条件に違反した場合

(滅菌等の措置命令)

第五十六条の三十六 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、第五十六条の二十二第一項の規定により一種病原体等又は二種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の滅菌譲渡の方法の変更その他当該病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(災害時の措置命令)

第五十六条の三十七 厚生労働大臣は、第五十六条の二十九第一項の場合において、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者又は二種滅菌譲渡義務者に対し、特定病原体等の保管場所の変更、特定病原体等の滅菌等その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(厚生労働大臣と警察庁長官等との関係)

第五十六条の三十八 警察庁長官又は海上保安

庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第五十六条の十八第一項、第五十六条の十九第一項、第五十六条の二十、第五十六条の二十一、第五十六条の二十二第一項、第五十六条の二十三から第五十六条の二十五まで、第五十六条の二十八、第五十六条の二十九第一項又は第五十六条の三十二から前条までの規定の運用に関し、厚生労働大臣に、それぞれ意見を述べることができる。

2 警察庁長官又は海上保安庁長官は、前項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者又は二種滅菌譲渡義務者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第五十六条の三十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

4 厚生労働大臣は、第五十六条の三十一第一項一号の施設若しくは同条第二項の法人の指定をし、第五十六条の六第一項本文、第五十六条の十一第一項本文(第五十六条の十四において準用する場合を含む。)若しくは第五十六条の十二第一項の許可をし、第五十六条の五条の十二第二項の許可をし、第五十六条の五第一号の承認をし、第五十六条の三十五の規定により処分をし、又は第五十六条の十一第二項若しくは第三項(第五十六条の十四にお

いて準用する場合を含む。)第五十六条の十六から第五十六条の十八まで、第五十六条の十九第二項、第五十六条の二十二第二項若しくは第五十六条の二十九第三項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察庁長官、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。

5 警察官又は海上保安官は、第五十六条の二十八の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通報しなければならない。

6 厚生労働大臣は、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該特定病原体等を取り扱う事業者の事業を所管する大臣に対し、当該事業者による特定病原体等の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

7 厚生労働大臣は、国民の生命及び身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請することができる。

第五十七条に次の二号を加える。
五 第五十三条の二第二項の規定により、事業者である市町村又は市町村の設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断

に要する費用

六 第五十三条の二第三項の規定により市町村長が行う定期の健康診断に要する費用
第五十八条中第十一号を第十二号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十一 第三十七条の二第二項の規定により負担する費用

第五十八条に次の二号を加える。

十三 第五十三条の二第一項の規定により、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

十四 第五十三条の十三の規定により保健所長が行う精密検査に要する費用
第五十八条の次に次の二条を加える。

(事業者の支弁すべき費用)

第五十八条の二 事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)は、第五十三条の二第一項の規定による定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十八条の三 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、第五十三条の二第二項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。
第五十九条中「第五十七条」を「第五十七条第一号から第四号まで」に改める。

第六十条を同条第二項とし、同条に第一項と

して次の一項を加える。

都道府県は、第五十八条の三の費用に對して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助するものとする。

第六十一条第二項中「及び第十一号の費用を」の費用及び同条第十二号の費用第三十七條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。」に改め、同条第三項中「及び」の下に「第十四号並びに」を加える。

第六十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十条」を「第六十条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、第五十八条第十一号の費用及び同条第十二号の費用第三十七條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものに限る。）に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

第六十四条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、「第四十三條」の下に、「第五十三條の二第三項、第五十三條の七第一項、第五十六條の二十七第七項」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(大都市等の特例)

第六十四条の二 前條に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務結核の予防に係るものに限る。）で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九

第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)

及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。))が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に關する規定は、指定都市等に關する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第六十五条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第六十五条の二を次のように改める。

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章(第十二條第四項、同條第五項において準用する同條第二項及び第三項、第十四條、第十六條並びに第十六條の二を除く。)、第四章(第十八條第五項及び第六項、第十九條第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十四條並びに第二十四條の二(第二十六條及び第四十九條の二において準用する場合を含む。))を除く。)、第三十二條、第三十三條、第三十八條第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。))及び第五項、同條第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第七章(第四十六條第五項及び第七項、第五十条第五項、同條第七項において準用する第三十六條第四項において準

用する同條第一項及び第二項並びに第五十一条第四項において準用する同條第一項から第三項までを除く。))並びに第八章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十条中「前條第八号又は第九号」を「第六十七條の罪を犯し、又は第六十八條から第七十二条まで、第七十五條、第七十六條若しくは第七十七條第八号若しくは第九号」に、「同條」を「各本條」に改め、同條を第七十九條とし、同條の次に次の二條を加える。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十萬円以下の過料に処する。

一 第五十六條の十八第一項の規定に違反した者

二 第五十六條の十九第二項の規定による届出をしなかつた者

三 第五十六條の三十三の規定による命令に違反した者

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五萬円以下の過料に処する。

一 第五十六條の十一第三項(第五十六條の十四において読み替へて準用する場合を含む。))の規定による届出をしなかつた者

二 第五十六條の十八第二項の規定による届出をしなかつた者

第六十九條中「一」を「いずれかに」に改め、

同條第一号中「又は同條第四項」を「若しくは第四項又は同條第六項」に改め、同條を第七十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第七十八條 第六十七條の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の二の例に従う。

第六十八條を第七十四條とし、同條の次に次の二條を加える。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百萬円以下の罰金に処する。

一 第五十六條の九第一項(第五十六條の十四第四項及び第五十六條の十四において準用する場合を含む。))の條件に違反した者

二 第五十六條の十六第一項本文及び第五十六條の十七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十六條の二十二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十六條の二十四の規定(特定一種病原體等所持者又は二種病原體等許可所持者に係るものに限る。))に違反した者

五 第五十六條の二十七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして一種病原體等、二種病原體等又は三種病原體等を運搬した者

六 第五十六條の二十七第四項の規定に違反した者

七 第五十六條の三十二の規定による命令に違反した者

八 第五十六条の三十六の規定による命令に違反した者	て公共の危険を生じさせた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。	3 前二項の未遂罪は、罰する。	命令に違反した者
第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。	2 前項の未遂罪は、罰する。	第七十条 第五十六条の十二第一項の許可を受けないで二種病原体等を輸入した者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。	六 第五十六条の三十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
一 第五十六条の十一第二項(第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第五十六条の十一第二項ただし書に規定する変更をした者	3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。	第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。	七 第五十六条の三十一第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
二 第五十六条の十六第二項、第五十六条の二十八又は第五十六条の二十九第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第六十八条 第五十六条の四の規定に違反した者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。	一 第五十六条の六第一項本文の許可を受けないで二種病原体等を所持した者	八 第五十六条の三十八第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
三 第五十六条の二十一の規定に違反した者	2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十五年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。	二 第五十六条の十五の規定に違反して、二種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けた者	(予防接種法の一部改正)
四 第五十六条の二十三第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者	3 前二項の未遂罪は、罰する。	一 第五十六条の十一第一項本文の許可を受けないで第五十六条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者	第二条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
五 第五十六条の二十七第五項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者	4 第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。	二 第五十六条の十四において読み替えて準用する第五十六条の十一第一項の規定に違反して同項本文の許可を受けないで第五十六条の十二第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者	第三条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第六十七条第二項中「若しくは第四十五条を「第四十五条若しくは第五十三条の二」に、「入院又は」を「入院」に改め、「実施される場合を含む。」の下に「又は第五十三条の十三の規定による精密検査」を加え、同条を第七十三条とし、第十一章中同条の前に次の六条を加える。	一 第五十六条の三の規定に違反して一種病原体等を所持した者	三 第五十六条の十九第一項の規定に違反した者	第二条の二第一項中「又はコレラ」及び「それぞれ」を削る。
第六十七条 一種病原体等をみだりに発散させ	二 第五十六条の五の規定に違反して、一種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けた者	四 第五十六条の二十二第一項の規定に違反した者	第十四条第一項第一号中「又はコレラ」を削る。
	2 第六十七条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。	五 第五十六条の二十九第一項の規定に違反し、又は第五十六条の三十七の規定による	第十五条第一項中「第二条第一号に掲げる

感染症の患者については、「コレラの患者に

ついては、特定感染症指定医療機関、第一感
染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機
関(同法に規定する第二種感染症指定医療機関
をいう。以下この項において同じ。)に、「同
号に掲げる感染症の患者については及び、「コ
レラの患者については、特定感染症指定医療機
関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種
感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であ
つて検査所長が適当と認めるものに」を削り、
同条第二項中「については当該」を「当該」
に改め、「コレラの患者についてはその病原
体を保有していないこと又はその症状が消失し
たことが確認されたとき」を削り、同条第三項
中「者のうち、」を削り、「については当該」を「つ
いて、当該に改め、「コレラの患者については
その病原体を保有していないこと又はその症状
が消失したことを確認したとき」を削り、同条
第五項中「者のうち、」を削り、「感染症の患者に
ついては」を「感染症の患者について、」に改め、
「コレラの患者についてはその病原体を保有
しているかどうか又はその症状が消失したかど
うか」を削る。

第二十六条の三中「場合には」の下に、「厚生
労働省令で定める場合を除き」を加える。
第三十四条の三第一項、第三項及び第四項中
「前条第二項」を「前条第三項」に改める。
第三十四条の四第一項、第三項及び第四項中
「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の二第

三項に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び
感染症の患者に対する医療に関する法律目次の
改正規定(第二十六条)を「第二十六条の二」に
改める部分及び「第七章 新感染症(第四十五
条―第五十三条)」を「第七章の二 結核(第五十
五条―第五十三条)」に改める部分に
限る。)、同法第六條第二項から第六項までの改
正規定(同条第三項第二号に係る部分に限る。)
及び同条第十一項の改正規定、同条に八項を加
える改正規定(同条第十五項、第二十一項第二
号及び第二十二項第十号に係る部分に限る。)、
同法第十條第六項を削る改正規定、同法第十八
條から第二十條まで、第二十三條及び第二十四
條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規
定、同法第二十六條の改正規定、同条の次に一
條を加える改正規定、同法第三十七條の次に一
條を加える改正規定、同法第三十八條から第四
十四條まで及び第四十六條の改正規定、同法第
四十九條の次に一條を加える改正規定、同法第
七章の次に一章を加える改正規定、同法第五十
七條及び第五十八條の改正規定、同条の次に二
條を加える改正規定、同法第五十九條から第六
十二條まで及び第六十四條の改正規定、同条の

次に一條を加える改正規定並びに同法第六十五
條、第六十五條の二第三章に係る部分を除
く。及び第六十七條第二項の改正規定、第二條
の規定並びに次条から附則第七條まで、附則第
十三條(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)別表第一感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律(平成十年法律第一百
四号)の項の改正規定中第三章に係る部分を除
く。及び附則第十四條から第二十三條までの規
定は、平成十九年四月一日から施行する。
(結核予防法の廃止)
第二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六
号)は、廃止する。
(結核予防法の廃止に伴う経過措置)
第三条 附則第一条ただし書に規定する日(以下
「二部施行日」という。)前に行われた医師の診断
に係る前条の規定による廃止前の結核予防法
(以下「旧結核予防法」という。)第二十二條第一
項の規定による届出及び一部施行日前に行われ
た入院又は退院に係る旧結核予防法第二十三條
第一項の規定による届出については、なお従前
の例による。
第四条 一部施行日前に行われた措置に係る旧結
核予防法第五十一條に規定する費用についての
都道府県の支弁並びに国庫の負担及び補助、旧
結核予防法第五十二條に規定する費用について
の市町村の支弁並びに都道府県及び国庫の負
担、旧結核予防法第五十四條に規定する費用に
ついての事業者の支弁並びに旧結核予防法第五

十五條に規定する費用についての学校又は施設
の設置者の支弁及び都道府県の補助について
は、なお従前の例による。
第五条 一部施行日前に行われた措置に係る旧結
核予防法第六十五條の規定に基づく費用の徴収
については、なお従前の例による。
第六条 一部施行日において現に旧結核予防法第
三十六條の指定を受けている結核患者を収容す
る施設を有する病院は、一部施行日に、第一條
の規定による改正後の感染症の予防及び感染症
の患者に対する医療に関する法律(以下「新感染
症法」という。)第六條第十四項に規定する第二
種感染症指定医療機関に係る新感染症法第三十
八條第二項の指定を受けたものとみなす。
2 一部施行日において現に旧結核予防法第三十
六條の指定を受けている病院若しくは診療所
(これらに準ずるものとして政令で定めるもの
を含む。)又は薬局は、新感染症法第六條第十五
項に規定する結核指定医療機関に係る新感染症
法第三十八條第二項の指定を受けたものとみな
す。
第七条 一部施行日前に旧結核予防法の規定によ
り予防接種を受けた者は、第二條の規定による
改正後の予防接種法第十一條第一項の規定の適
用については同法第八條第一項に規定する定期
の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者とみ
なし、同法第十二條第一項の規定の適用につい
ては同項に規定する一類疾病に係る定期の予防
接種又は臨時の予防接種を受けた者とみなす。

2 一部施行日前に旧結核予防法第二十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が予防接種を受けたことによるものであると認定した疾病又は障害については、それぞれ第二条の規定による改正後の予防接種法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定があつたものとみなす。 (病原体等に関する経過措置) 第八条 この法律の施行の際現に新感染症法第六十条第二十項に規定する二種病原体等(以下「二種病原体等」という。)を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という。)に新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の申請をしなかつた場合にあつては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否された場合にあつてはその処分後遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その所持する二種病原体等の滅菌若しくは無害化(以下「滅菌等」という。)又は譲渡し(以下「滅菌譲渡」という。)をしなければならない。	一 猶予期間 二 猶予期間にした新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の申請についての処分があるまでの間 三 前項の規定により滅菌譲渡をするまでの間は、二種病原体等の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。以下同じ。)又は滅菌等をする場合においては、新感染症法第五十六条の二十五の技術上の基準に従つて二種病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。 4 厚生労働大臣は、二種病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が新感染症法第五十六条の二十五の技術上の基準に適合していないと認めるときは、第二項の規定により二種病原体等を所持する者に対し、二種病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を命ずることができる。 5 この法律の施行の際現に二種病原体等を所持している者は、新感染症法第五十六条の二十七の規定の適用については同条第一項の二種病原体等許可所持者と、新感染症法第五十六条の二十八、第五十六条の二十九及び第五十六条の三十七の規定の適用についてはこれらの規定の特定病原体等所持者とみなす。 6 新感染症法第五十六条の二十二第二項及び第五十六条の三十六の規定は、この法律の施行の際二種病原体等を所持する者がその二種病原体	等の滅菌譲渡をする場合について準用する。 第九条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 前条第四項の規定による命令に違反した者 二 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の二十二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の三十六の規定による命令に違反した者 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置) 第十条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の規定の適用については、新感染症法第六十七条(一種病原体等の発散)、第六十八条第一項から第三項まで(二種病原体等の輸入等)、第六十九条(一種	病原体等の所持等及び第七十条(二種病原体等の輸入)の罪は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。 (条約による国外犯の適用に関する経過措置) 第十一条 新感染症法第七十八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。 2 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日がこの法律の施行の日前である場合には、前項の規定にかかわらず、新感染症法第七十八条の規定は、同条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪についても適用する。 (検討) 第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (地方自治法の一部改正) 第十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第一結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の項を削り、同表感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第十四号)の項を次のように改める。
---	---	--	--

感染症の
予防及び
感染症の
患者に対
する医療
に関する
法律(平
成十年法
律第百十
四号)

第三章第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十六条並びに第十六条の二を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十四条の二(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。))を除く。、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、及び第五項、同条第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第七章(第四十六条第五項及び第七項、第五十条第五項、同条第七項において準用する第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。))並びに第八章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

第十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「結核及び」を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十五条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中、「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項」及び「結核予防法第三十八条第六項」を削る。

(医療法の一部改正)

第十六条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「二類感染症及び同条第八項に規定する新感染症の患者」を「二類感染

症(結核を除く。))及び同条第七項に規定する指定感染症(同法第七条の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。))の患者(同法第八条(同法第七条において準用する場合を含む。))の規定により一類感染症、二類感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。))並びに同法第六条第八項に規定する新感染症の所見がある者」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第十七条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十一年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げる国の負担金及び補助金」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案

療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十八条第一号から第九号まで及び第十四号の規定により都道府県(同法第六十四条第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市又は特別区)が支弁する費用のうち政令で定める費用に対する同法第六十一条第三項の規定に基づく負担金」に改め、同条各号を削る。

第二条中「前条各号に掲げる」を「前条に規定する」に改め、「及び補助金」及び「又は補助金」を削る。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正前の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第一条各号に掲げる負担金及び補助金で、平成十八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十九条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四条第一項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三条の二第一項」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第二十条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

法(平成十四年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)」を削る。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第二項の規定にかかわらず、同条第一項各号に定める者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡が一部施行日前に旧結核予防法の規定による予防接種を受けたことによるものである場合は、同項の副作用救済給付は、行わない。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第二十二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条第三項中「同条第二項第八号」を「同条第二項第九号」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第百三十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、同号を同条第三号とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 この法律(附則第一条ただし書に規

定する規定については、当該規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
荒井 正吾君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大野つや子君 岡田 直樹君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
神取 忍君 河合 常則君

木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イッセイ君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小池 正勝君 小泉 昭男君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君
小林 温君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 櫻井 新君
清水嘉与子君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 田村耕太郎君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
南野知恵子君 橋本 聖子君
林 芳正君 藤井 基之君
藤野 公孝君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君

松田 岩夫君 松村 祥史君
松山 政司君 三浦 一水君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
森元 恒雄君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 脇 雅史君
足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
家西 悟君 池口 修次君
犬塚 直史君 今泉 昭君
岩本 司君 江田 五月君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 正光君 大江 康弘君
大久保 勉君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加藤 敏幸君
神本美恵子君 木俣 佳丈君
喜納 昌吉君 北澤 俊美君
黒岩 宇洋君 郡司 彰君
小林 正夫君 小林 元君
興石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 道夫君 櫻井 充君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主濱 了君
榎葉賀津也君 田名部匡省君
高嶋 良充君 千葉 景子君

津田弥太郎君 富岡由紀夫君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 平田 健二君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
松井 孝治君 松岡 徹君
松下 新平君 円 より子君
水岡 俊一君 峰崎 直樹君
森 ゆうこ君 篠瀬 進君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
山本 孝史君 蓮 舫君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
渡辺 秀央君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 浮島とも子君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 澤 雄二君
白浜 一良君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君

官 報 (号 外)

日程第二 関税暫定措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

○名

賛成者氏名

二〇四名

鰐淵 洋子君	井上 哲士君	神取 忍君	河合 常則君	真鍋 賢二君	舛添 要一君	高嶋 良充君	千葉 景子君
市田 忠義君	緒方 靖夫君	木村 仁君	岸 宏一君	松田 岩夫君	松村 祥史君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
紙 智子君	小池 晃君	岸 信夫君	北岡 秀二君	松山 政司君	三浦 一水君	那谷屋正義君	内藤 正光君
小林美恵子君	大門実紀史君	北川イッセイ君	倉掛 哲男君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	直嶋 正行君	西岡 武夫君
仁比 聡平君	吉川 春子君	国井 正幸君	倉田 寛之君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
大田 昌秀君	近藤 正道君	小池 正勝君	小泉 昭男君	山内 俊夫君	山下 英利君	林 久美子君	平田 健二君
福島みずほ君	淵上 貞雄君	小泉 顕雄君	小齊平敏文君	山崎 正昭君	山下 英利君	広田 一君	広中和歌子君
又市 征治君	亀井 郁夫君	小林 温君	鴻池 祥肇君	山谷えり子君	山本 一太君	広野ただし君	藤本 祐司君
後藤 博子君	長谷川憲正君	坂本由紀子君	佐藤 泰三君	山本 順三君	吉田 博美君	藤末 健三君	前田 武志君
荒井 広幸君	鈴木 陽悦君	清水嘉与子君	櫻井 新君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	前川 清成君	松岡 徹君
角田 義一君		陣内 孝雄君	椎名 一保君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	松井 孝治君	松岡 徹君
		鈴木 政二君	末松 信介君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松下 新平君	円より子君
		関口 昌一君	世耕 弘成君	家西 悟君	池口 修次君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
		田浦 直君	関谷 勝嗣君	犬塚 直史君	今泉 昭君	森 ゆうこ君	築瀬 進君
		田村 公平君	田中 直紀君	岩本 司君	江田 五月君	柳澤 光美君	柳田 稔君
		伊達 忠一君	田村耕太郎君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	山下八洲夫君	山根 隆治君
		武見 敬三君	竹山 裕君	大石 正光君	大江 康弘君	山本 孝史君	蓮 舫君
		段本 幸男君	谷川 秀善君	大久保 勉君	大塚 耕平君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
		中川 雅治君	鶴保 庸介君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君
		中島 啓雄君	中川 義雄君	神本美恵子君	木俣 佳丈君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
		中島 眞人君	中島 眞人君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	風間 昶君	草川 昭三君
		中曾根弘文君	中原 爽君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	木庭健太郎君	澤 雄二君
		中村 博彦君	二之湯 智君	小林 正夫君	小林 元君	白浜 一良君	谷合 正明君
		西島 英利君	西銘順志郎君	奥石 東君	佐藤 泰介君	遠山 清彦君	西田 実仁君
		野上浩太郎君	野村 哲郎君	佐藤 道夫君	櫻井 充君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
		南野知恵子君	橋本 聖子君	芝 博一君	島田智哉子君	弘友 和夫君	福本 潤一君
		林 芳正君	藤井 基之君	下田 敦子君	主濱 了君	松 あきら君	山口那津男君
		藤野 公孝君	保坂 三蔵君	榎葉賀津也君	田名部匡省君	山下 栄一君	山本 香苗君

平成十八年十二月一日 参議院会議録第十六号

投票者氏名

日程第三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案 (第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)									
賛成者氏名 二〇八名									
阿部 正俊君 愛知 治郎君 竹山 裕君 段本 幸男君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中曾根弘文君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君									
青木 幹雄君 秋元 司君 有村 治子君 市川 一朗君 岩井 國臣君 岩城 光英君 岩永 浩美君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 岡田 直樹君									
荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君 泉 信也君 市川 一朗君 泉 信也君 市川 一朗君 泉 信也君 市川 一朗君 泉 信也君									
大野つや子君 岡田 直樹君									
反対者氏名 九名									
井上 哲士君 市田 忠義君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
緒方 靖夫君 紙 智子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 吉川 春子君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君									
近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
鰐淵 洋子君 大田 昌秀君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君									
山本 保君 渡辺 孝男君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 後藤 博子君 荒井 広幸君 角田 義一君 近藤 正道君 加納 時男君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 小泉 昭男君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口									

反対者氏名

弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君
亀井 郁夫君	後藤 博子君
長谷川憲正君	荒井 広幸君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

五名

大田 昌秀君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目 一番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体） 二二〇円	本号一部 二三〇円